

仕様書番号： E7-7

日付：令和 7年 1月 14日

## 油分離槽等清掃・汚泥処分役務

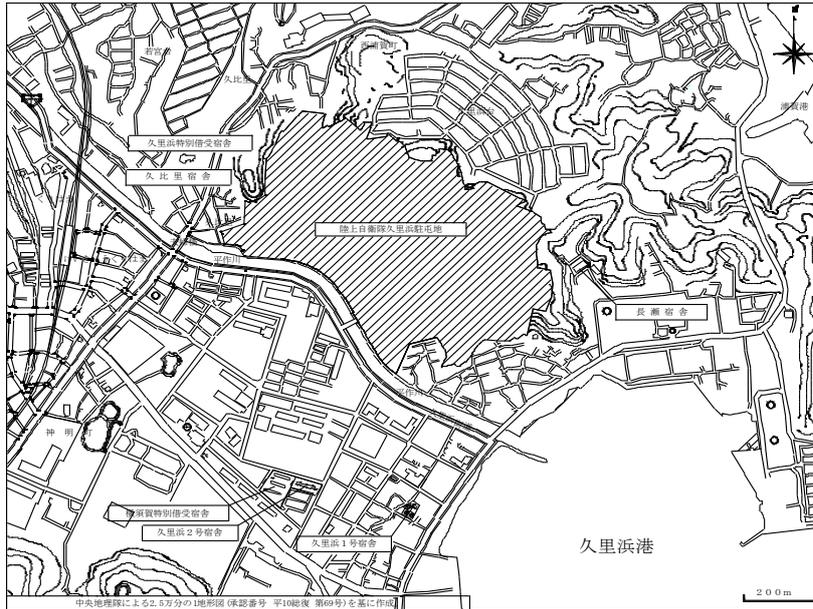
システム通信・サイバー学校

## 仕 様 書

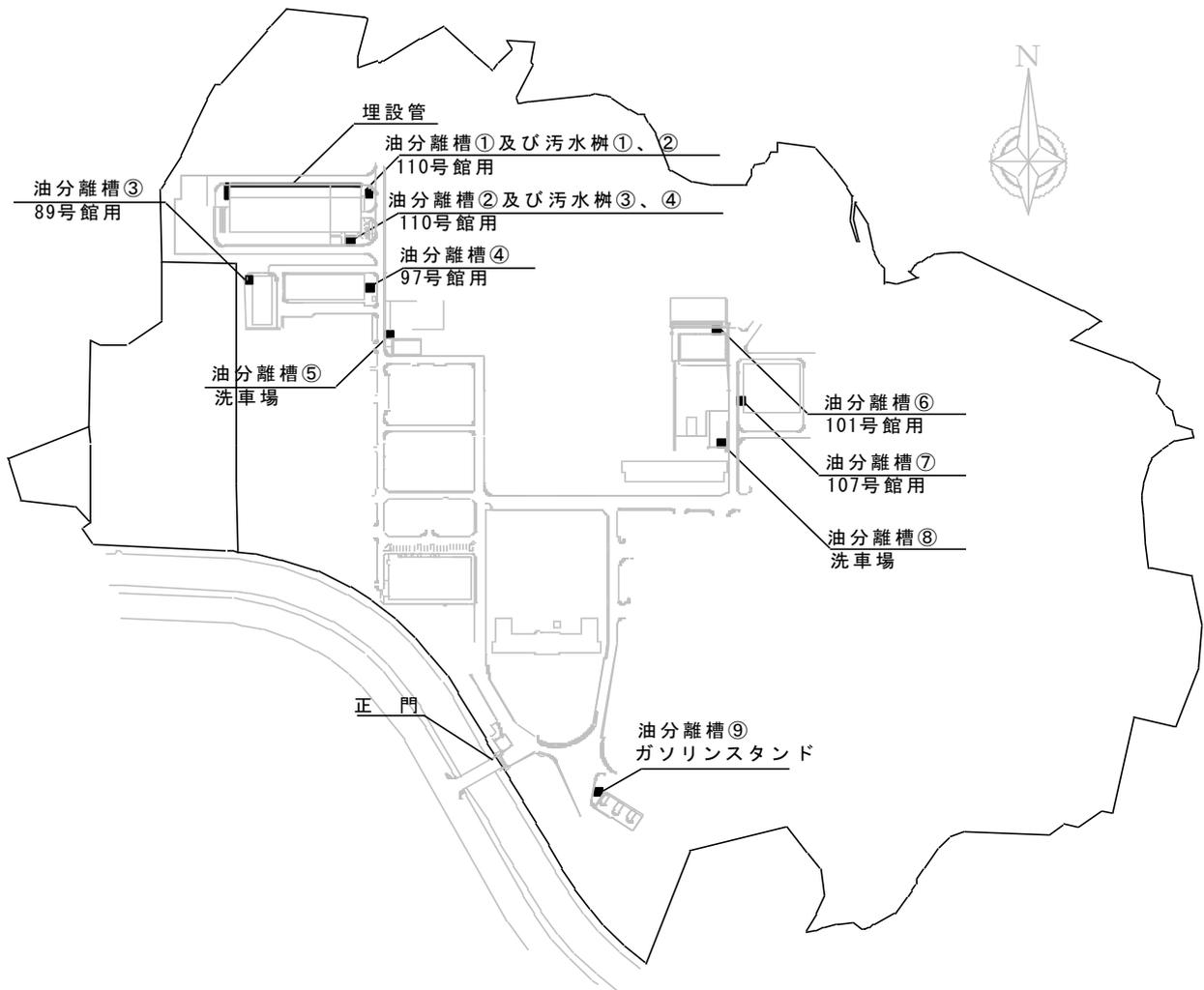
- 1 件 名 油分離槽等清掃・汚泥処分役務
- 2 場 所 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
- 3 期 間 令和7年8月1日から翌年3月31日の間
- 4 概 要
- (1) 油分離槽9基、汚水枳4基及び埋設管の清掃・汚泥汲取 …………… 1式
- (2) その汲取汚泥の処分 …………… 約10.28 m<sup>3</sup>/年（予定値）
- 5 一般事項
- (1) 本仕様書内容、作業中に疑義が生じた場合は、監督官に確認して指示を受ける。
- (2) 作業中における災害及び既存構造物等を破損した場合は、請負者の責任において現状回復する。費用負担は請負者とする。
- (3) 作業時間は原則として、平日の9時00分からとし、16時50分までとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日の作業については監督官と事前に協議する。
- (4) 請負者は、産業廃棄物収集運搬及び汚泥処分についての許可を受けているものとし、証明書（許可証）の写しを官側へ提出する。
- (5) 作業写真は各工程毎撮影し、アルバムなどに整理して1部提出する。
- (6) 請負者は、作業における安全確保を優先させ、労働安全衛生法等関係法令などを遵守し、当該作業に関する諸法令等に基づく措置を講じ災害発生の防止に努めるとともに、作業の円滑な進捗を図り作業を実施する。
- 6 特記事項
- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は法律等に基づき適正に処理し提出するものとする。清掃に伴い発生した汚泥は場外処分とし、最終処分完了後「産業廃棄物管理票」のE票を提出して全体作業の完了とする。「産業廃棄物管理票」の提出先は監督官とする。
- (2) 清掃において使用する水は請負者が用意するものとし、万一駐屯地の水の使用する場合は監督官と協議する。
- (3) 清掃実施油分離槽等の規格・実施予定月及び汚泥量目安値は下表のとおり。

場 所	規 模	実 施 予 定 月		汚 泥 量 目 安 値
		8月	2月	
油分離槽①	900×900×1,700×4槽	○	○	約2.4m <sup>3</sup> /年
汚水枳①	600×600×1,085	○	○	約0.48m <sup>3</sup> /年
汚水枳②	600×600×1,105	○	○	約0.4m <sup>3</sup> /年
油分離槽②	900×900×1,000×4槽	○	○	約0.8m <sup>3</sup> /年
汚水枳③	600×600×820	○	○	約0.4m <sup>3</sup> /年
汚水枳④	600×600×820	○	○	約0.22m <sup>3</sup> /年
油分離槽③	600×1,000×800		○	約0.2m <sup>3</sup> /年
油分離槽④	500×1,600×800		○	約0.2m <sup>3</sup> /年
油分離槽⑤	1,000×600×1,550	○	○	約1.28m <sup>3</sup> /年
油分離槽⑥	500×1,000×710		○	約0.2m <sup>3</sup> /年
油分離槽⑦	500×1,000×500		○	約0.2m <sup>3</sup> /年
油分離槽⑧	1,000×600×1,600×4槽	○	○	約1.2m <sup>3</sup> /年
油分離槽⑨	1,000×600×1,050×3槽		○	約0.7m <sup>3</sup> /年
工場埋設管	φ150 116m	○	○	約1.6m <sup>3</sup> /年

- (4) 清掃終了後、駐屯地の水を使用して槽内を満水にする。その際、監督官の立会で行う。



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件名	油分離槽等清掃・汚泥処分役務		
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 システム通信・サイバー学校			